福岡県暴力団排除条例改正

暴力団のいない

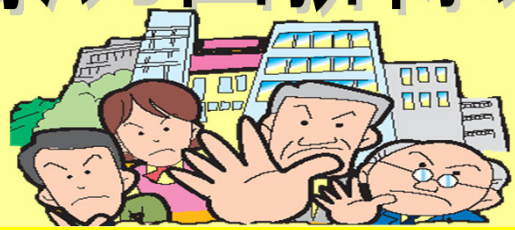

明るい福岡へ

福岡県からの暴力団排除をより一層、強力に推進するため暴力団排除条例が改正されました。
県民一丸となり、暴力団のいない安全・安心な福岡県を実現しましょう。

改　正　要　点

1　暴力団を許さない社会づくりの推進

① 暴力団事務所の新たな設置等が禁止される区域が拡大されました（既に設置されている学校等の周辺区域から、その設置が決定された土地の周辺区域にまで拡大）。（違反に罰則）

(第13条第１項関係)

② 暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることが禁止されました。（禁止命令違反に罰則）

（第13条の2．第25条関係）

③ 青少年に対する覚醒剤の使用やわいせつな行為が行われた暴力団事務所の使用制限・廃止を命することができるようになりました。（命令違反に罰則）

（第13条の3．第25条関係）

④ 暴力団員に自分の氏名・会社の名義を利用させること、暴力団員が他人の氏名・他社の名義を利用することが禁止されました。（違反に勧告・公表）

（第17条の3．第18条の2関係）

2　特定地域における暴力団の排除を推進するための措置

① 暴力団員が特定の地域（注1）において公安委員会の標章が掲示されたスナック・居酒屋等に立ち入ることが禁止されました。（禁止命令違反に罰則）

（第14条の2．第25条関係）

② 公安委員会の標章を壊したり、汚したりすることが禁止されました。（違反に罰則）

（第14条の2．第25条関係）

３　事業者による暴力団の排除の一層の推進

① 書面による契約に暴力団を排除するための契約条項を盛り込むよう努めることがすべての事業者に義務づけられました。

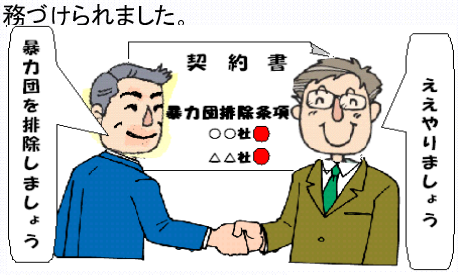

（第17条関係）

② 暴力団から不当な要求を受けた建設工事関係者は、速やかに県警察等に通報することが義務づけられました。

（第17条の2関係）

③ 従業員が暴力団を排除するための県等への通報をしたことを理由として、事業者が解雇・降格等の不利益な取扱いをすることが禁止されました。

（第12条の2関係）

スクラムを組んで暴力団追放！

４　その他必要な規定の整備

① 条例に違反する行為が行われていないかを確認するため、警察官が暴力団事務所に立入検査をすることができるようになりました。（妨害行為等に罰則）

（第21条．第25条関係）

② 関係者（公務所、公私の団体等）に対する警察の協力要請の根拠が明らかになりました。

（第23条の2関係）

施 行 期 日

平成24年2月1日。ただし、「3の①」の規定は平成24年4月1日、「2」の規定は　平成24年8月1日から施行。

（注1）　～　北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市及び飯塚市の主要繁華街・歓楽街。

※　～　福岡県暴力団排除条例の条文については、福岡県警察のホームページを参照してください。

暴力団排除モデル条項

（確約事項）

第○条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

一　自らが、暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）ではないこと。

二　暴力団関係者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

（不当介入を受けた場合の措置）

第○条　乙は、乙又は乙が本契約に関連して締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この条において「関連契約」という。）及び当該関連契約が下請又は再委託の契約であって、それが数次にわたる場合には、乙が締結したものにかかわらず、その全てを含む契約（以下これらの契約を「関連契約等」という。）の相手方が、暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。

（事業契約の解除）

第○条　甲は、乙が前２条の規定に違反することが判明した場合は、何ら催告することなく、本契約を解除することができる。

２　甲は、乙の関連契約等の相手方が暴力団関係者であると判明した場合は、乙に対し、当該関連契約等の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　甲は、乙が前項の規定による求めに対し、正当な理由がなくこれに応じない場合は、本契約を解除することができる。

４　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

５　甲が本条の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償するものとする。

◎　注意事項

1　本暴力団排除モデル条項を企業等で実際に利用している契約書・契約約款等のなかに、当該企業の契約等に適するよう適宜修正等をして規定してください。

2　「暴力団と密接な関係を有する者」とは、

①　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

②　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

③　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている者

④　暴力団又は暴力団員による犯罪の共犯者

⑤　暴力団員であることを知りながら、その者やその家族に関する行事（結婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等）に出席し、自己や家族に関する行事に暴力団を参加させるなど社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

などを指します。

3　「関連契約」とは、本契約の相手方が、その事業に直接関係する内容の契約を下請業者と締結することをいい、具体的な例としては、

○　建設業者との間で建設工事の施工に関する契約を締結した場合において、当該建設業者が行う当該建設工事の下請工事に係る契約

○　製造業者との間で製造事業に係る契約を締結した場合において、当該製造業者が行う当該製造事業に伴う産業廃棄物処理に係る契約

○　飲食店チェーン会社が卸業者との間で加工品の売買契約を締結した場合において、当該卸業者が行う当該加工品の運送に係る契約

○　その他、各事業の実施に当たって他の事業者と契約を締結した場合において、当該契約相手の事業者が行う当該事業に必要な物資の納入に係る契約

等が該当し、契約内容が本契約に係る事業に直接関係がない場合には関連契約に含まれません。

4　「代理又は媒介」についても本モデル条項に準じた条項を設けることができます。

5　契約に際しては、その相手方から別添の「暴力団関係者でないこと等に関する表明・確約書」を徴収することにより、暴力団関係者等との関係遮断の実効性を上げることが期待できます。

◎　参考

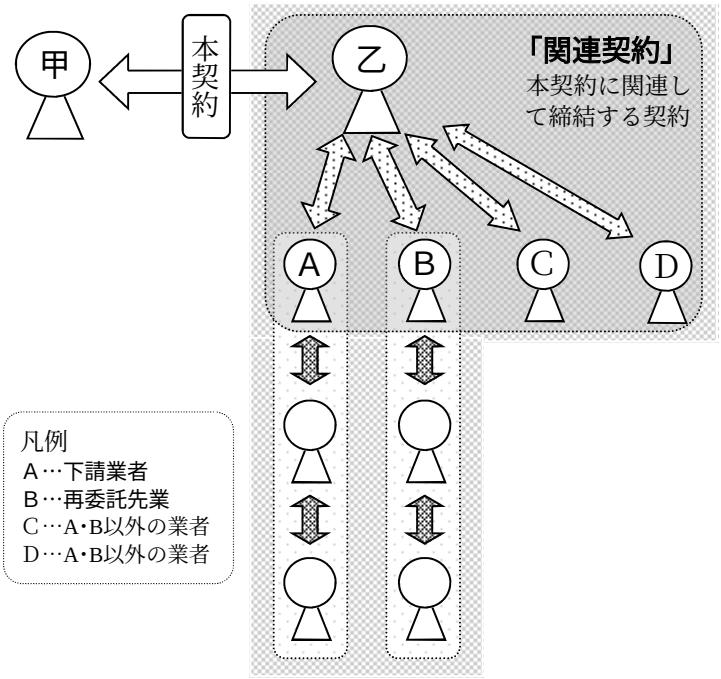

◎　本モデル条項による

・「関連契約」

・「関連契約が下請又は再委託の契約であって、それが数次にわたる場合の全ての契約」

を図示したものです。

◎　A、B、C及びDは、乙の関連契約の相手方です。

◎　本契約に基づき乙の責任が生ずる契約は、

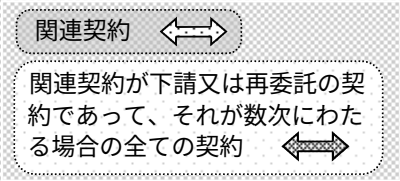

です。

暴力団関係者でないこと等に関する表明・確約書

○○○株式会社
代表取締役　　殿

□□□代表取締役
住所
氏名

1　私（当社）は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約（いたします・いたしません）。
①　暴力団
②　暴力団員
③　その他前各号に準ずる者

2　私（当社）は、現在又は将来にわたって、前項に規定する者と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約（いたします・いたしません）。
①　前項に規定する者によって実質的に経営を支配される関係
②　前項に規定する者を不当に利用する関係
③　前項に規定する者に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
④　前項に規定する者であることを知りながら、その者や家族に関する行事に出席し、自己や家族に関する行事に前項に規定する者を参加させるなど社会的に非難されるべき関係

3　私（当社）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明・確約（いたします・いたしません）。
①　暴力的な要求行為
②　法的な責任を超えた不当な要求行為
③　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④　風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
⑤　その他前各号に準ずる行為

4　私（当社）は、本契約に関連して締結する契約（以下「関連契約」という。）及び当該関連契約が下請又は再委託の契約（以下「関連契約等」という。）であって、それが数次にわたる場合には、私（当社）が締結したものにかかわらず、その全てを含む契約の相手方との関係において、次の各号のとおりであることを表明・確約（いたします・いたしません）。
①　関連契約等の相手方が前第１項及び第２項に該当せず、将来においても前第１項から第３項までに該当しないこと。
②　関連契約等の相手方が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。

5　私（当社）は、関連契約等の相手方が暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報の協力することを表明・確約（いたします・いたしません）。

6　私（当社）は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また、賠償及び補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私（当社）の責任とすることを表明・確約（いたします・いたしません）。

平成　　年　　月　　日
署名　　印

（注）　契約相手（乙）に保証人がある場合には、契約相手、契約相手の保証人は格別に作成してください。１から６までの各項目末尾の（いたします・いたしません）は必ず署名者本人がどちらかを○で囲んでください。